【様式１】

規制の事前評価書

法 令 案 の 名 称：外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案
規 制 の 名 称：国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制、及び一部制度の整合性の観点からの規制対象の見直し
規 制 の 区 分：□新設 ■拡充 ■緩和 □廃止
担 当 部 局：貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易管理課
評 価 実 施 時 期：令和８年１０月

１ 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

・国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる貨物の特定の地域への輸出・役務の提供については、それぞれ外為法第四十八条第一項、同法第二十五条第一項の規定に基づき、経済産業大臣の許可を受ける義務を課している。
・具体的な規制対象の貨物の種類は、輸出令第一条第一項において、輸出令別表第一の中欄に掲げるもの、規制対象の役務の種類は、外国為替令第十七条第一項において、為替令別表に掲げるものとして規定しており、ワッセナー・アレンジメント等の国際輸出管理レジームにおける合意文書の分類に対応する形で規定している。
・今般、国際輸出管理レジームの合意に基づき、外国為替令別表・輸出貿易管理令別表第一における規制対象貨物・役務を追加及び削除する。
・また、外為法においては、規制の実効性を確保するため、外為法等の規定で許可や承認、届出の義務が課されている場合（輸出の許可・承認、輸入の承認、対外直接投資の届出等）には、当該許可等を受けないで当該取引又は行為に係る支払等を行ってはならないとしている。
・しかし、外為法等の規定で許可等の義務が課されている場合であっても、外為法第十六条第五項の「政令で定める場合を除き」との規定に基づき、外為令第６条第５項において、承認等前決済の禁止の対象から除かれる場合が規定されている。
・今般の改正において、輸出令第一条第三項の輸出許可を承認等前決済の禁止の対象から除外することとする。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

（１）国際的な枠組みにおける合意に基づく品目の追加
・国際的な安全保障環境を維持、強化する必要性は益々高まっており、軍事利用可能な貨物、技術が懸念国・組織に流出することを防止することが必要。このためには、これらの貨物を有する国々が協調して輸出管理を行うことが必要であり、仮に一部でも規制が緩ければ、そこを迂回拠点として国際的な管理の枠組みが機能しなくなる。
・このため、他国と同様の措置として、外為法に基づく輸出許可制を採る必要があり、また、国際合意の内容を適切に反映するための改正が不可欠であり、これは、国際輸出管理レジームの参加国である我が国の責務である。
・さらに、産業構造審議会貿易経済協力分科会安全保障貿易管理小委員会の中間報告（2024 年 4 月）におい

て、国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目について国際連携による取組の必要性について提言がなされている。

・国際的な安全保障環境が厳しさを増す中、軍事転用の防止を目的とする重要新興技術に関連する貨物の輸出管理は必要。国際輸出管理レジームにおける議論も踏まえ、急速な技術革新に対応すると共に、重要新興技術が軍事転用されることで国際的な平和及び安全を脅かすことを防ぎ、同レジーム参加国と連携した管理を実施することは、我が国としての責務である。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

・外国為替令別表に「簡易爆発装置を妨害する装置等が本来有する機能を実行するための使用の技術」、「無機繊維等を使用した成型品の使用に係る技術」、「伝送通信装置、簡易爆発装置対策装置の無線送信装置等の使用に係る技術」、「潜水艇の使用に係る技術」、「船舶に使用することができる防音装置の使用に係る技術」、「エアクッション船等の設計又は製造の技術」を追加する。

・輸出貿易管理令別表第一に「核酸の結合機能を有さない合成装置」、「爆発装置等を製造するための積層造形用の装置」を追加する。

【緩和・廃止】

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

緩和

（２）国際的な枠組みにおける合意に基づく品目の削除

・上記の国際輸出管理レジームの合意により、「核酸と核酸の結合のみを行う装置」、「水中用の照明装置」を規制対象品目から削除することが合意された。

（３）承認等前決済の禁止の対象から除外する項目の追加

・懸念国による迂回調達防止のため補完的輸出規制の見直しを行い、外為法第四十八条第二項の規定に基づき、輸出令第一条第三項の輸出許可が措置されているところ。

・貨物の輸出入は、税関による厳格なチェック体制のもと無許可・無承認の輸出入を捕捉すれば法規制の実効性は担保されると考えられ、過剰な規制は回避すべきであることから、当該輸出許可を承認等前決済の禁止の対象から除外とする。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

緩和

（２）国際的な枠組みにおける合意に基づく品目の削除

・輸出令別表第一の三の二の項（二）９に規定している核酸の合成又は結合を行う装置から「核酸の結合のみを行うための装置」を対象から除外する改正を行う。

・輸出令別表第一の一二の項（四）に規定している「水中用の照明装置」を削除する。

（３）承認等前決済の禁止の対象から除外する項目の追加

・外為令第六条第五項第二号（承認等前決済の禁止の除外規定）に輸出令第一条第三項を追加する。

２　規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他非規制手段の検討状況＞

□検討した　■検討しなかった

（検討しなかった理由）

□非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

■非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

□非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

□非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

＜その他の規制手段の検討状況＞

□検討した　■検討しなかった

（検討しなかった理由）

□具体の規制内容は、下位の法令等で検討されることになるため

□規制を共管する他の府省で、別途、比較検証を行っているため

□既存規制の拡充を検討しており、非規制手段を検討する余地がないため

□既に非規制手段を導入しており、その他の非規制手段案もないため

□既存規制の緩和・廃止に伴って付随的に発生する規制であり、全体的には遵守費用が軽減するため

■その他

（「その他」の具体的理由：国際輸出管理レジームにおける合意当に基づき規制するため）

3　効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

（１）国際的な枠組みにおける合意に基づく品目の追加

・我が国が輸出管理制度を適切に運用することにより、外為法の目的である国際的な平和及び安全の維持に寄与することが出来る。

・我が国が輸出管理を適切に実施することにより、外為法の目的の達成に寄与することを金銭価値化することは困難である。また、安全保障上の理由から件数について定量的な記載はできない。

【緩和・廃止】

緩和

（２）国際的な枠組みにおける合意に基づく品目の削除

・我が国が輸出管理制度を適切に運用することにより、外為法の目的である国際的な平和及び安全の維持に寄与することが出来る。

・我が国が輸出管理を適切に実施することにより、外為法の目的の達成に寄与することを金銭価値化することは困難である。また、安全保障上の理由から件数について定量的な記載はできない。

・なお、外為法の規定に基づく輸出許可手続が廃止となることにより、外為法にかかる輸出事業者（申請者）側の遵守費用及び行政側の事務費用の削減については以下の効果が見込まれる。

＜遵守費用＞

・許可申請手続きに係る作業コストの削減が見込まれる。当該作業に係る事務負担は事業者の規模等によって異なることから定量的な分析が困難である。なお、企業において承認を得るための作業コストは１件当たり約 27,860 円※と推計される。

※ 許可を得るための作業コストについては以下のとおりと仮定。

作業時間 5 時間×2 名＝10 時間

約 2,786 円/時＝（民間給与実態統計調査（国税庁、令和６年分）平均給与額（年間））4,775 千円÷（労働統計要覧（厚生労働省、令和６年度）の年間総労働時間（実労働時間数）事業所規模 30 人以上）1,714 時間（以下同じ）

10 時間×約 2,786 円＝約 27,860 円

＜行政費用＞

・規制廃止に関する周知としては、パブリックコメント、官報、通商弘報、ＨＰへの掲載を予定しているが、通常業務の範囲内で対応が可能であり、追加的な費用の発生はない。

・また、経済産業省職員による許可申請の確認に係る業務１件当たりに要する人員数、作業数を 1 人で 120 分(2 時間)と仮定すると、時給（約 2,746 円（※））×1 人×2 時間＝約 5,492 円が 1 件当たりの許可申請に係る書類の確認に係る費用となる。

※439,356（国家公務員（全職員）の平均給与月額）÷(8 時間×5 日×4 週)＝約 2,746 円/時

（平均給与月額は「令和８年国家公務員給与等実態調査の結果概要」より）

（３）承認等前決済の禁止の対象から除外する項目の追加

・輸出事業者（申請者）側の遵守費用及び行政側の事務費用の削減が見込まれるが、定量的な分析は困難である。※　安全保障上の理由から件数について定量的な記載はできない。

4　負担の把握

【新設・拡充】

（１）国際的な枠組みにおける合意に基づく品目の追加

＜遵守費用＞

・今般新たに規制対象となる貨物について、企業等における遵守費用として、許可申請手続きに係る作業コストの増加が見込まれる。他方、上記作業に係る事務負担は事業者の規模等によって異なり、また個社の機密情報になることから、定量的な分析が困難である。なお、企業において許可を得るための作業コストは１件当たり約 27,860 円※と推計される。

※ 許可を得るための作業コストについては以下のとおりと仮定。

作業時間 5 時間×2 名＝10 時間

約 2,786 円/時＝（民間給与実態統計調査（国税庁、令和６年分）の平均給与額（年間））4,775 千円÷（労働統計要覧（厚生労働省、令和６年度）の年間総労働時間（総実労働時間数）事業所規模 30 人以上）1,714 時間（以下同じ）

10 時間×約 2,786 円＝約 27,860 円

＜行政費用＞

・外為法に基づく輸出の審査等を行っている行政機関は、新たに規制対象となる貨物について、説明会等を通じた企業等への周知や許可申請に係る書類の確認等が必要となるが、これまでの審査業務等の範囲で対応可能なため、費用の増加は限定的である。

・経済産業省本省職員による説明会を開催（3 回程度）した場合、説明会業務に 1 人で約 90 分を要すると仮定すると、時給（約 2,746 円（※））×1 人×90 分/60 分×3 回＝約 12,357 円が説明会等を通じた企業等への周知等に係る費用となる。

・また、経済産業省職員による許可申請の確認に係る業務１件当たりに要する人員数、作業数を 1 人で 120 分(2 時間)と仮定すると、時給（約 2,746 円（※））×1 人×2 時間＝約 5,492 円が 1 件当たりの許可申請に係る書類の確認に係る費用となる。

※439,356（国家公務員（全職員）の平均給与月額）÷(8時間×5日×4週)＝約2,746円/時
（平均給与月額は「令和８年国家公務員給与等実態調査の結果概要」より）

また、安全保障上の理由から件数について定量的な記載はできない。

＜その他の負担＞

・特になし

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

緩和

（２）国際的な枠組みにおける合意に基づく品目の追加・国際輸出管理レジームの合意により、該当する貨物が大量破壊兵器等に使用される恐れがないとして規制対象から除外することを合意したものであるため、廃止に伴い顕在化する負担は発生しない。

（３）承認等前決済の禁止の対象から除外する項目の追加

外為法の目的は税関における厳格な輸出入時のチェックで担保されているため、当該輸出の除外に関する負担や実害はない。

＜行政費用＞

・規制緩和のため追加的な行政費用は生じない。

＜その他の負担＞

・なし。

５　利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

□意見聴取した　■意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

□具体の規制内容は、下位の法令等で検討されることになるため

■遵守費用が増加せず、規制対象者以外の利害関係者もいないため

□参加者の抽出又は参集が困難なことから、別途、アンケート調査を行っているため

□規制を共管する他の府省で、別途、意見聴取を行っているため

■その他

（「その他」の具体的理由：【拡充】【緩和】国際輸出レジーム等における合意事項を反映するものであり、裁量の余地はない。）

６　事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

・特になし

＜上記以外の法令案＞

・国際輸出管理レジーム等において、国際協調的な輸出管理の規制対象となる貨物及び技術の見直しにかかる検討は毎年実施されている。これに合わせ、我が国でもおおよそ１年に１回の頻度で関係法令の見直しが必要となっているため、「（１）国際的な枠組みにおける合意に基づく品目の追加」、「（２）国際的な枠組みにおける合意に基づく品目の削除について」、施行後１年後を目処に事後評価を実施する。

・「（３）承認等前決済の禁止の対象から除外する項目の追加」については施行後５年後（令和 13 年度）を目処に事後評価を行うこととする。